



ひゅーまんらいふ

第66号 平成18(2006)年5月

米子市人権施策基本方針・推進プランを策定しました

米子市では、平成18(2006)年3月に、「米子市人権施策基本方針」と、「米子市人権施策推進プラン」を策定し1冊の冊子にまとめました。今回のひゅーまんらいふでは、その概要をご紹介します。



◇ 策定の経過

これまで米子市では、平成8(1996)年に、米子市人権施策推進指針を策定し、行政施策を推進するにあたっての留意すべき事項を整理して、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

新たに策定した米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランは、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの指針を継承、発展させる形で再編成したものです。

◇ なぜ基本方針が必要なのか

皆さんは、「人権とは何か?」と尋ねられた時、どう答えるでしょうか?なかなかイメージするのが難しいかもしれませんが、一つには、人権とは、誰もが個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることのできる権利であるといえるのではないのでしょうか。

本市では日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会を作っていくことが行政の大きな目的の一つであるととらえています。このような社会の実現に向け、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、米子市人権施策基本方針を策定しました。

◇ 基本方針と推進プランについて

基本方針は、米子市の人権施策の方向性や重要性を示すものとして、また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取り組みの方向性を示すものです。

このたびの基本方針と推進プランは、上記に述べた目的を実現するための共通的な方針と、それに伴う推進プラン、そして米子市が掲げている人権課題の7分野(同和問題・外国人・障がい者・女性・子ども・高齢者・病気にかかった人)に関する各分野別の基本方針及び推進プランで構成されています。

米子市人権施策基本方針

- 人権が尊重されるまちづくり
- 安心して暮らせるまちづくり
- 個性が発揮できるまちづくり

■ 人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されている社会のことです。自分の権利が尊重されるためには、相手の権利を認め、お互いに尊重して支え合う社会が基盤となっていなければなりません。こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。

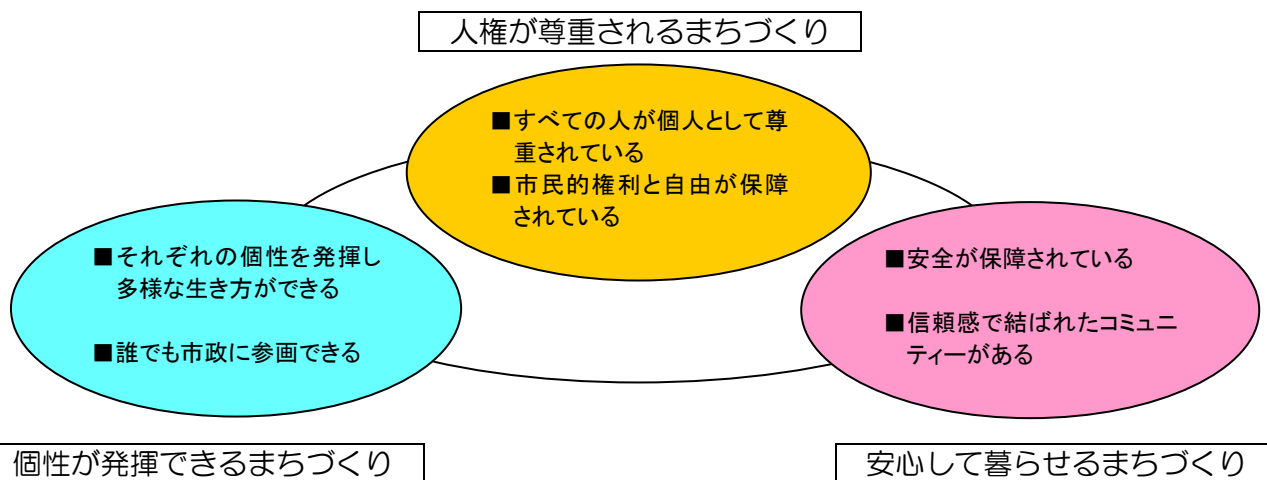
■ 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなど信頼感で結ばれたコミュニティの中で、自分の存在を確認し自信を持って生活できる社会のことです。こうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権を尊重することにもつながります。

■ 個性が発揮できるまちづくり

個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会です。こうした社会を実現していくためには、上記の2つのまちづくりが前提となるとともに、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、誰もが主体的に地域の中で人々とかわりながら、自分の個性が発揮できるよう条件が整備されているといった、いわゆるノーマライゼーションの考え方が市民に共有されていることも大切です。

米子市人権施策基本方針のイメージ図



今回のひゅーまんらいつでは誌面の都合上、共通的な基本方針の概要のみを掲載しました。米子市人権情報センターホームページ等ですべての内容をご覧いただけますので、ご一読頂き今後の人権施策の推進にご協力いただきますよう、宜しくお願いします。



URL : <http://www.yonago-city.jp/jinken/news/index.htm>